



平成 22 年 2 月 22 日

MFJ 公認競技主催者およびエントラント 各位

財団法人
日本モーターサイクルスポーツ協会
スーパーモタード部会

スーパーモタードクラス区分に関する規則の改定について

スーパーモタードのクラス車両区分を明確にするために、下記のとおり、国内競技規則の規則改定をお知らせ致します。なお、この規則の実施時期は、即時適用となります。

一般市販車の定義について

適用箇所：付則25スーパーモタード競技規則 7 参加資格・車両区分

改定内容：二重線部分を削除し、アンダーライン部分の追加

7-2 車両区分

クラス区分は以下のとおりとする。

車両名		排気量	
アンリミテッド	市販状態で460cc以上の車両	4ストローク	460cc以上
moto1 (M-1)	一般市販車 (国産・外国車両)	4ストローク	401cc~450cc
	レーサー (MX・ED)	4ストローク	251cc~450cc
moto2 (M-2)	一般市販車 (国産・外国車両)	2ストローク	126cc~400cc
		4ストローク	251cc~400cc
	レーサー (MX・ED)	4ストローク	151cc~250cc
		2ストローク	86cc~125cc
moto3 (M-3)	一般市販車	4ストローク	231cc~250cc
	レーサー (MX・ED)	4ストローク	85cc~150cc
moto4	レーサー (MX・ED)	2ストローク	50cc~85cc
	一般市販車 (国産・外国車) レーサー (MX・ED)	4ストローク	51cc~125cc以下

moto1 OPENクラスは「アンリミテッドおよびmoto1車両」が参加できる。

・一般市販車の定義

生産メーカー出荷時に、一般公道用として販売した車両に限る。また生産メーカー出荷後に
生産メーカー以外のメーカーより一般走行可能な改良 エンジン排気量を変更した 車両は
レーサーとみなされる。

補足

- ・ 「一般市販車の定義」部分の修正を行うことにより、クラスの排気量区分を超えて変更が生じた車両の扱いを明確にするため変更を行った。

例：一般市販車 250cc (249cc) を 260cc に排気量を変更した場合は、レーサー (MX・ED) 区分ととらえ、moto1 車両に区分される。

以上